

経 済 産 業 省

20251119貿局第1号
輸出注意事項2025第29号
輸入注意事項2025第13号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年11月26日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」
等の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

ただし、（別紙1）の7の改正については、令和7年12月25日から施行する。

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改 正 後	現 行
7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、<u>イスラエル</u>、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8・9 （略） 10 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国及び協力的な非締約国等 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コ	7 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、トルコ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ 8・9 （略） 10 大西洋まぐろ類の保存のための国際条約の締約国及び協力的な非締約国等 アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、コ

ートジボワール、キューバ、キュラサオ島、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、EU（欧州連合）、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、アイスランド、大韓民国、リベリア、リビア、モーリタニア、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア、サンピエール島及びミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリナム、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国（バミューダ諸島、ヴァージン諸島、アセンション、セントヘレナ及びトリスタン・ダ・クーニャ並びにタークス・カイコス諸島を含む。）、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ

ートジボワール、キュラサオ島、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、EU（欧州連合）、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、アイスランド、大韓民国、リベリア、リビア、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ロシア、サンピエール島及びミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリナム、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国（バミューダ諸島、ヴァージン諸島、アセンション、セントヘレナ及びトリスタン・ダ・クーニャ並びにタークス・カイコス諸島を含む。）、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）

改 正 後	現 行
1. 包括承認の種類及び対象 (1) (略) (2) 包括承認の対象 ① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の36の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」<u>8</u>で定める国又は地域（ロシアを除く。以下「締約国等」という。）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの（以下のイ、ロ及びハを除く。） イ～ハ （略） ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（2）並びに8の（3）及び（4）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域がワシントン条約の締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア、シリア、<u>ロシア若しくはイラン</u>を原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項、シリアの項、<u>ロシアの項又はイランの項</u>に掲げるもの ロ・ハ （略）	1. 包括承認の種類及び対象 (1) (略) (2) 包括承認の対象 ① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の36の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」で定める国又は地域（ロシアを除く。以下「締約国等」という。）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの（以下のイ、ロ及びハを除く。） イ～ハ （略） ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（2）並びに8の（3）及び（4）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域がワシントン条約の締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア、シリア、<u>若しくはロシア</u>を原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項、シリアの項<u>又はロシア</u>の項に掲げるもの ロ・ハ （略）

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改 正 後	現 行
5 輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続 (1) ・ (2) (略) (3) 電子許可等情報の内容の訂正の申請 ① (略) ② 申請者本人、代理者又は特定代理者は、電子許可等情報の訂正申請をしようとするときは、輸出に係る原許可等情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、訂正可能な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、再入力すべき情報の文字数が当該訂正が必要な項目の文字数を超える場合には、当該文字数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。 ③～⑦ (略) 6 (略) 7 役務取引許可に係る電子申請の手続 (1) 役務取引許可の電子申請 ①～③ (略) ④ 役務取引許可の電子申請にあたっては、役務取引通達別紙3第1に規定する書類（(1)、(2)及び(3)に規定するものを除く。）の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。 ⑤ ④の書類及び原本証明書を提出する場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。 ⑥・⑦ (略) ⑧ (略) (2) (略)	5 輸出許可及び輸出承認に係る電子申請の手続 (1) ・ (2) (略) (3) 電子許可等情報の内容の訂正の申請 ① (略) ② 申請者本人、代理者又は特定代理者は、電子許可等情報の訂正申請をしようとするときは、輸出に係る原許可等情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、<u>申請項目のうち</u>訂正可能な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、再入力すべき情報の文字数が当該訂正が必要な項目の文字数を超える場合には、当該文字数の範囲内で情報を入力するとともに、申請様式の「備考欄」に当該項目を明示した上で、すべての情報を入力しなければならない。 ③～⑦ (略) 6 (略) 7 役務取引許可に係る電子申請の手続 (1) 役務取引許可の電子申請 ①～③ (略) ⑤ 役務取引許可の電子申請にあたっては、役務取引通達別紙3第1に規定する書類（(1)、(2)及び(3)に規定するものを除く。）の写し及び原本証明書を提出又は当該書類及び原本証明書に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。 ⑤ ④の書類及び原本証明書を提出する場合には、整理番号、申請者名等を記載した受付通知の写しを添付して、当該電子申請の受付窓口へ郵送又は提出するものとする。 ⑥・⑦ (略) ⑨ (略) (2) (略)

8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続

(1) 一般包括許可の電子申請

- ①・② (略)
- ③ ②に規定する申請項目のうち、必須の項目において入力すべき情報が存在しない場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「－（半角ハイフン）」を入力するものとする。
- ④・⑤ (略)
- ⑥ 申請者本人又は代理者は、一般包括許可の電子申請が受理されてから専用電子計算機に一般包括許可情報が記録されるまでに申請内容の修正を行う場合は、当該電子申請の受付窓口からの補正依頼を受けた上で、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一般包括許可申請情報について、補正可能な項目を、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(2) 特別一般包括許可の電子申請

- ①～⑥ (略)
- ⑦ ⑤及び⑥（ロ）の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。
- ⑧ (略)

(3) 特定包括許可の電子申請

- ①～⑥ (略)
- ⑦ ⑤及び⑥（ロ）の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。
- ⑧ (略)

(4) (略)

(5) 電子包括許可情報の更新の申請

申請者本人又は代理者は、包括許可情報の更新申請をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の更新の電子申請の取扱いは、当該申請の種類に応じ（１）、（２）又は（３）に規定するところに準ずるものとする。

8 一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可に係る電子申請の手続

(1) 一般包括許可の電子申請

- ①・② (略)
- ③ ②に規定する必須申請項目のうち、入力すべき情報が存在しない項目がある場合には、当該情報が存在しない項目の欄に「－（半角ハイフン）」を入力するものとする。
- ④・⑤ (略)
- ⑥ 申請者本人又は代理者は、一般包括許可の電子申請が受理されてから専用電子計算機に一般包括許可情報が記録されるまでに申請内容の修正を行う場合は、当該電子申請の受付窓口からの補正依頼を受けた上で、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一般包括許可申請情報について、申請項目のうち補正可能な項目を、当該項目の属性及び文字数に従って修正し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(2) 特別一般包括許可の電子申請

- ①～⑥ (略)
- ⑦ ⑥及び⑦（ロ）の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。
- ⑧ (略)

(3) 特定包括許可の電子申請

- ①～⑥ (略)
- ⑧ ⑥及び⑦（ロ）の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。
- ⑨ (略)

(4) (略)

(5) 電子包括許可情報の更新の申請

- ① 申請者本人又は代理者は、包括許可情報の更新申請をしようとするときは、包括原許可情報に対応する申請情報を専用電子計算機に備えられたファイルから入手し、当該情報に係る更新可能な項目のうち更新が必要な項目を再入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の更新の電子申請の取扱いは、当該申請の種類に応じ（１）、（２）又は（３）に規定するところに準ずるものとする。

9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続

(1) 一般包括輸出承認の電子申請

①～⑥ (略)

⑦ ⑤の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑧ (略)

(2) 特定包括輸出承認の電子申請

①～⑥ (略)

⑦ ⑤の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑧ (略)

(3)・(4) (略)

10～20 (略)

9 一般包括輸出承認、特定包括輸出承認に係る電子申請の手続

(1) 一般包括輸出承認の電子申請

①～⑥ (略)

⑦ ⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑧ (略)

(2) 特定包括輸出承認の電子申請

①～⑥ (略)

⑦ ⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類等の原本の提出を妨げない。

⑧ (略)

(3)・(4) (略)

10～20 (略)